

第15号議案

令和3年度愛知県県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度愛知県県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区分	がんセンター	精神医療センター	小児保健医療総合センター	計
入院	142,350 <sup>人</sup>	75,190 <sup>人</sup>	49,640 <sup>人</sup>	267,180 <sup>人</sup>
外来	146,652	62,436	93,654	302,742

2 一日平均患者数

区分	がんセンター	精神医療センター	小児保健医療総合センター	計
入院	390 <sup>人</sup>	206 <sup>人</sup>	136 <sup>人</sup>	732 <sup>人</sup>
外来	606	258	387	1,251

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 392,883千円

(2) 資産購入 1,872,725千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中その他特別損失（がんセンター旧看護師宿舎解体撤去費用）11,330千円の財源の一部に充てるため、企業債11,300千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	43,432,955千円
第1項 医療収益	35,627,244千円
第2項 医療外収益	7,412,395千円
第3項 特別利益	393,316千円
支 出	
第1款 病院事業費	42,935,922千円
第1項 医療費用	41,986,138千円
第2項 医療外費用	567,338千円
第3項 特別損失	372,446千円
第4項 予備費	10,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,504,066千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,466,053千円
第1項 企業債	1,338,100千円
第2項 他会計負担金	2,009,396千円
第3項 他会計補助金	40,766千円
第4項 雑収入	77,791千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,970,119千円
第1項 建 設 改 良 費	392,883千円
第2項 資 産 購 入 費	1,872,725千円
第3項 企 業 債 償 還 金	2,704,511千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |             |                                                                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起 債 の 目 的 | 建設改良費、資産購入費及び公営企業施設等整理債                                                                                                                                                          |
| 2 限 度 額     | 1,349,400千円                                                                                                                                                                      |
| 3 起 債 の 方 法 | 普通貸借又は債券発行                                                                                                                                                                       |
| 4 利 率       | 9.0%以内                                                                                                                                                                           |
| 5 償 還 の 方 法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 17,046,433千円
- 2 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費及び資産購入費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、83,676千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	血 管 造 影 検 査 治 療 シ ス テ ム	一 式
	手 術 用 顕 微 鏡	一 式

令和3年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

第16号議案 令和3年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 424,000,000m<sup>3</sup>

3 一日平均給水量 1,161,643m<sup>3</sup>

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,222,619千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,752,633千円
(3) 施設改良事業		事業費	6,678,086千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	35,120,707千円
第1項 営業	収	益	31,488,785千円
第2項 営業外	収	益	3,631,922千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	32,942,796千円
第1項 営業	費	用	28,303,852千円
第2項 営業外	費	用	4,635,944千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,805,747千円は、当年度分損益勘定留保資金4,373,960千円、過年度分留保資金9,108,787千円及び減債積立金2,323,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 8,846,352千円

第1項 企業債 4,152,000千円

第2項 国庫支出金 740,872千円

第3項 工事負担金 5,885千円

第4項 受託事業収入 40,437千円

第5項 他会計出資金 2,723,527千円

第6項 他会計貸付金償還金 656,228千円

第7項 他会計補助金 397,402千円

第8項 雑収入 130,001千円

支 出

第1款 資本的支出 24,652,099千円

第1項 建設改良費 13,696,430千円

第2項 建設利息 125,214千円

第3項 償還金 10,825,455千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	274,685千円
第2津島幹線送水管布設工事	令和4年度	202,230千円
上野知多連絡線送水管布設工事	令和4年度	159,810千円
第2犬山幹線電気防食設備調査業務委託	令和4年度	20,000千円
犬山導水ポンプ所空調設備改良工事	令和4年度	15,378千円
尾西取水場電気設備改良工事	令和4年度	308,542千円
名港導水路移設工事	令和4年度	392,580千円
犬山浄水場始め3浄水場耐震補強工事	令和4年度	797,720千円
犬山浄水場始め2浄水場防護柵改良工事	令和4年度	14,737千円
西春線送水管布設工事	令和4年度	196,776千円
津島線送水管布設工事	令和4年度	183,955千円
江南供給点始め2施設計装設備改良工事	令和4年度	4,841千円
美浜線送水管布設工事	令和4年度	108,115千円

豊丘線制水弁改良工事	令和4年度	4,022千円
半田第1供給点始め4施設耐震補強工事	令和4年度	14,464千円
小坂川2号水管橋始め3水管橋電気防食設備改良工事	令和4年度	19,422千円
幸田浄水場計装設備改良工事	令和4年度	64,436千円
幸田浄水場送水ポンプ設備改良工事	令和4年度	11,737千円
幸田浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和4年度	4,301千円
刈谷第2供給点始め2施設機械設備改良工事	令和4年度	11,858千円
豊田幹線送水管電気防食設備改良工事	令和4年度	22,682千円
豊橋南部浄水場薬品注入設備改良工事	令和4年度から 令和5年度まで	171,368千円
水質試験所電気設備改良工事	令和4年度	138,024千円
水道災害活動拠点築造工事	令和4年度	277,054千円
知多浄水場始め2浄水場耐震補強調査業務委託	令和4年度	149,743千円
豊田幹線始め3送水管電気防食設備調査業務委託	令和4年度	5,000千円
豊田浄水場薬品注入設備調査業務委託	令和4年度	22,247千円
豊橋浄水場整備等事業調査業務委託	令和4年度から 令和5年度まで	45,600千円



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費                                                                                                                                                                       |
| 2 限度額   | 4,152,000千円                                                                                                                                                                      |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行                                                                                                                                                                       |
| 4 利率    | 9.0%以内                                                                                                                                                                           |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,537,114千円 |
| 2 交際費   | 74千円        |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、541,056千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,251,000千円と定める。

令和3年2月19日提出

愛知県知事 大村秀章

第 17 号 議 案

令和 3 年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	給水事業所数	371か所		
2	年間総給水量	437,602,776m <sup>3</sup>		
3	一日平均給水量	1,198,912m <sup>3</sup>		
4	主要な建設改良事業			
(1)	愛知用水工業用水道第 4 期事業	尾張東部浄水場関係建設工事	事業費	196,184千円
(2)	東三河工業用水道第 2 期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	742,632千円
(3)	豊川用水 2 期 関 連 事 業	豊川用水 2 期事業費負担金	事業費	395,315千円
(4)	施 設 改 良 事 業		事業費	7,344,270千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	事 業	収 益		15,724,534千円
第 1 項	営 業	収 益		13,966,669千円
第 2 項	営 業 外	収 益		1,757,865千円
		支	出	
第 1 款	事 業	費		13,492,840千円
第 1 項	営 業	費 用		12,521,899千円

第2項 営業外費用 967,941千円

第3項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,300,083千円は、当年度分損益勘定留保資金3,960,764千円、過年度分留保資金4,033,319千円、減債積立金1,581,000千円及び建設改良積立金725,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 5,579,045千円

第1項 企業債 3,612,000千円

第2項 国庫支出金 692,600千円

第3項 工事負担金 52,852千円

第4項 受託事業収入 6,139千円

第5項 他会計出資金 1,030,946千円

第6項 他会計借入金 114,869千円

第7項 雑収入 69,639千円

支 出

第1款 資本的支出 15,879,128千円

第1項 建設改良費 9,115,213千円

第2項 建設利息 6,629千円

第3項 償還金 6,752,286千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
花本線配水管布設工事	令和4年度	125,025千円
豊橋南部浄水場薬品注入設備設置工事	令和4年度から 令和5年度まで	629,794千円
蒲郡臨海支線配水管布設工事	令和4年度	15,400千円
上野浄水場沈澱池電気設備改良工事	令和4年度	234,700千円
尾張東部浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和4年度	23,700千円
新日鉄線配水管移設工事	令和4年度	80,000千円
臨海南幹線電気防食設備改良工事	令和4年度	23,870千円
臨南3区線配水設備改良工事	令和4年度	10,500千円
安城浄水場着水井機械設備改良工事	令和4年度	51,399千円
安城浄水場濃縮槽機械設備改良工事	令和4年度	81,961千円
安城浄水場配水ポンプ設備改良工事	令和4年度	113,698千円
第2北部幹線配水管布設工事	令和4年度	407,392千円

第2衣浦幹線配水管布設工事	令和4年度	218,322千円
駁馬分岐線配水管布設工事	令和4年度	132,902千円
吉良線配水管布設工事	令和4年度	55,953千円
二川幹線配水管移設工事	令和4年度	82,720千円
トピー工業支線配水管布設工事	令和4年度	88,000千円
西三河工業用水道事業始め2事業自動検針管理システム改良工事	令和4年度	198,416千円
船見幹線電気防食設備改良調査業務委託	令和4年度	9,500千円
トピー工業支線配水管路改良調査業務委託	令和4年度	11,500千円
蒲郡幹線配水管路改良基本調査業務委託	令和4年度	10,000千円
尾張工業用水道事業管路改良基本調査業務委託	令和4年度	27,573千円
江南ポンプ場耐震補強調査業務委託	令和4年度	27,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 愛知用水工業用水道第4期事業費、豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 3,612,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行

- 4 利 率 9.0%以内
- 5 償 還 の 方 法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職 員 給 与 費 854,996千円

2 交 際 費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、309,455千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、159,000千円と定める。

令和3年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章





第 18 号 議 案 令和 3 年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売 却 宅 地	87,000㎡
2 買 収 宅 地	400,000㎡
3 宅 地 造 成	12,300㎡

三 河 港

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業	収 益		6,242,944千円
第 1 項 営 業	収 益		5,959,452千円
第 2 項 営 業 外	収 益		103,750千円
第 3 項 特 別	利 益		179,742千円
	支	出	
第 1 款 事 業	費 用		5,316,966千円
第 1 項 営 業	費 用		4,526,095千円
第 2 項 営 業 外	費 用		787,871千円
第 3 項 予 備	費 用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,046,206千円は、過年度分留保資金24,847,206千円及び減債積立金6,199,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	10,311,335千円
第1項 企業債	6,000,000千円
第2項 宅地売却前受金	3,900,228千円
第3項 受託事業収入	406,901千円
第4項 雑収入	4,206千円
支 出	
第1款 資本的支出	41,357,541千円
第1項 宅地造成費	13,985,804千円
第2項 建設利息	99,737千円
第3項 償還金	27,267,000千円
第4項 予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
知多大興寺（2期）地区造成工事	令和4年度から 令和5年度まで	1,044,000千円
豊明柿ノ木地区造成工事	令和4年度から 令和6年度まで	2,631,000千円
長久手公園地区造成工事	令和4年度	280,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費                                                                                                                                                                          |
| 2 限度額   | 6,000,000千円                                                                                                                                                                      |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行                                                                                                                                                                       |
| 4 利率    | 9.0%以内                                                                                                                                                                           |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 680,458千円 |
| 2 交際費   | 74千円      |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	400,000m <sup>2</sup>

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	45,000m <sup>2</sup>	売 却
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	5か所	譲 与

令和3年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章

第19号議案 令和3年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 268,143,000m<sup>3</sup>
- 3 一日平均処理水量 734,638m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

建設事業	衣浦西部流域下水道関係建設工事	事業費	14,084,051千円
------	-----------------	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		30,759,422千円
第1項 営業	収益		13,714,905千円
第2項 営業外	収益		17,044,517千円
	支	出	
第1款 事業	費用		31,804,588千円
第1項 営業	費用		29,395,376千円
第2項 営業外	費用		2,401,712千円
第3項 予備	費用		7,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,429,198千円は、当年度分損益勘定留保資金4,049,442千円、過年度分留保資金308,856千円及び建設改良積立金70,900千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	17,864,119千円
第1項 企業債	5,979,000千円
第2項 国庫支出金	8,085,256千円
第3項 建設負担金	1,604,770千円
第4項 受託事業収入	598,191千円
第5項 他会計出資金	1,596,900千円
第6項 雑収入	2千円
支 出	
第1款 資本的支出	22,293,317千円
第1項 建設改良費	14,126,619千円
第2項 償還金	8,159,198千円
第3項 予備費	7,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢作川流域下水道事業管きよ布設工事	令和4年度	480,000千円
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	1,200,000千円

矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度から 令和5年度まで	970,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	540,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度から 令和5年度まで	1,680,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	1,450,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	747,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	580,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度から 令和5年度まで	1,179,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	1,550,000千円
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	200,000千円
五条川右岸流域下水道事業管きよ布設工事	令和4年度	100,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	150,000千円
新川東部流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	190,000千円
日光川下流流域下水道事業管きよ布設工事	令和4年度	615,000千円
日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	令和4年度	235,000千円
新川西部流域下水道事業管きよ布設工事	令和4年度	300,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |                                                                                                                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び資本費平準化債                                                                                                                                                                   |
| 2 限度額   | 5,979,000千円                                                                                                                                                                      |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行                                                                                                                                                                       |
| 4 利率    | 9.0%以内                                                                                                                                                                           |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## 営業費用と営業外費用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	955,437千円
-------	-----------

## (他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,357,094千円である。



令和3年2月19日提出

愛知県知事 大村 秀章